

奈良県告示第百八十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関を廃止した旨の届出があった。

令和元年七月二十三日

奈良県知事 荒 井 正 吾

| 医療機関の名称          | 医療機関の所在地           | 廃止年月日       |
|------------------|--------------------|-------------|
| モリモト薬局           | 御所市大字東松本三〇 ライフ御所店内 | 平成二十八年二月十七日 |
| スマイル薬局天井店        | 大和郡山市天井町二二三―一      | 平成三十一年四月三十日 |
| きらら薬局医大前店        | 橿原市兵部町七番二号         | 令和元年五月三十一日  |
| つじもと医院           | 生駒市鹿ノ台東二丁目四―四      | 令和元年五月三十一日  |
| かつらぎ眼科クリニック      | 生駒市北新町一〇番三六―四〇二号   | 令和元年五月三十一日  |
| なんぶ眼科            | 生駒市真弓一―二―八         | 令和元年五月三十一日  |
| 橿原神宮前すぎもと内科クリニック | 橿原市久米町六六〇          | 令和元年五月三十一日  |
| 谷山耳鼻咽喉科クリニック     | 香芝市旭ヶ丘五丁目三六―一四     | 令和元年五月三十    |

|                |    |
|----------------|----|
| 木原齒科医院         |    |
| 生駒市あすか野南二丁目一―九 |    |
| 令和元年五月三十<br>一日 | 一日 |